

令和2年4月1日
令和2年4月17日追記
令和2年6月25日追記
令和5年5月8日一部削除

介護サービス事業所・施設管理者様

京都市保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課

本市における「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第4報）」の具体的な運用について

平素は本市介護保険事業の運営に御支援、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和2年3月6日付厚生労働省老健局総務課認知症対策施策推進室、高齢者支援課、振興課及び老人保健課連名事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第4報）」（別紙参照。以下「国事務連絡第4報」という。）が発出されたところです。国事務連絡第4報に関して、本市へのお問い合わせが多い事項について、本市における具体的な運用を下記のとおりとします。

京都市介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービス、通所型サービス及び介護予防ケアマネジメントについても、国事務連絡第4報及び下記運用に基づいて取り扱います。

なお、この運用については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために臨時的・限定的に行うものであることを申し添えます。

記

国事務連絡第4報 問1関係

令和2年2月24日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第2報）」で示された取扱いは、都道府県等からの休業の要請を受けて休業している場合に加えて、感染拡大防止の観点から介護サービス事業所（デイサービス）が自主的に休業した場合も同様の取扱いを可能としているが、同じく感染拡大防止の観点から、利用者の希望に応じて、①通所サービスの事業所におけるサービス提供と、②当該通所サービスの事業所の職員による利用者の居宅への訪問によるサービス提供の両方を行うこととし、これら①②のサービスを適宜組み合わせる場合も、同様の取扱いが可能か。

<国回答>

可能である。

<本市における具体的な運用>

居宅サービス計画で位置付けられた通所介護の利用日数及び1日当たり利用時間の範囲内で実施することとし、居宅介護支援を担当する介護支援専門員にあらかじめ報告してから、実施してください。なお、通所系サービス事業所が利用者に対して代替サービスの実施を説明して同意を得ていることを前提とし、居宅サービス計画の変更は必要ありません。

この取扱いは、居宅サービス計画に基づいて、自事業所において通所介護を利用していた者に対して、代替サービスを実施するものであることから、自事業所において通所介護を利用していなかった者には実施できません。

なお、この運用により報酬を算定する場合は、これらの事情を記録して5年間保存してください（本市への報告等は不要です。）。

※ 京都市介護予防・日常生活支援総合事業の通所型サービスにおいて、この取扱いを行う場合、介護予防サービス・支援計画に位置付けられた週当たり回数に基づき、1月当たり報酬を算定してください。実際に提供した週当たり回数が、回数がより少ない報酬区分に係る回数以下の時は、当該回数がより少ない報酬を算定してください。

なお、介護予防型デイサービスにおいて、1日当たりのサービス提供時間が2時間未満の場合は、中山間地等サービス提供加算及び介護職員処遇改善加算以外の加算は算定しないものとします。

※ 令和2年6月25日追記

介護予防型デイサービスにおいて介護職員等特定処遇改善加算Ⅰを算定される場合、サービス提供体制強化加算を算定していることが要件となっています。そのため、介護職員等特定処遇改善加算Ⅰを算定する場合に限り、サービス提供体制強化加算を算定することとします。すでに請求を行い、上記の理由で返戻となっている場合は、サービス提供体制強化加算を算定したうえで再請求を行ってください。

国事務連絡第4報 問2関係

問1の取扱いが可能である場合、事業所におけるサービス提供と居宅への訪問によるサービス提供を組み合わせることで実施することにより、人員基準が満たされなくなる場合も考えられるが、そのような場合であっても、減算を適用しなくとも差し支えないか。

<国回答>

差し支えない。

<本市における具体的な運用>

国回答どおり、人員基準による減算対象とはなりません。事業所におけるサービス提供については、複数の利用者に対してサービス提供を行うことになることから、安全にサービスを提供するため、可能な限り、介護職員の人員基準を上回るように、職員を配置するよう努めてください。

国事務連絡第4報 問5 関係

~~新型コロナウイルスの感染が疑われる者へ訪問介護サービスを提供するにあたり、利用者・家族及び訪問介護員への感染リスクを下げるため、訪問時間を可能な限り短くする工夫を行った結果、生活援助のサービス提供が20分未満となった場合に、報酬を算定してよいか。~~

<国回答>

~~訪問介護計画において位置付けられた内容の指定訪問介護のうち、高齢者の在宅生活を支援するために必要となる最低限のサービス提供を行った場合は、生活援助のサービス提供が20分未満となった場合であっても、生活援助中心型20分以上45分未満の報酬を算定することとして差し支えない。~~

<本市における具体的な運用>

~~新型コロナウイルスの感染が疑われる者以外に対して、感染拡大防止の観点から、訪問時間を可能な限り短くする工夫を行った結果、生活援助のサービス提供が20分未満となった場合でも、生活援助中心型20分以上45分未満の報酬を算定することが可能です。~~

~~ただし、居宅サービス計画で位置付けられた範囲内のサービスであり、かつ当該利用者の生活を支える上で必要不可欠なサービスである場合に限りです。~~

~~なお、この運用により報酬を算定する場合は、これらの事情を記録して5年間保存してください（本市への報告等は不要です）。~~

※ 令和5年5月1日付で厚生労働省より、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更後における対応が示されたため、一部削除しました。